

藤沢市特定地域型保育事業所等運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特定地域型保育事業所又は認定こども園（以下「事業所等」という。）が、保育時間を延長して児童を預けられる体制を整備し、かつ、受入れを行った場合、又は保護者が支払うべき費用を減額若しくは免除した場合に、当該事業所等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 特定地域型保育事業所 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第1項に規定する特定地域型保育事業を提供する事業所であって、市内に所在しているものをいう。
- (2) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園であって、市内に所在しているものをいう。

(補助の対象者)

第3条 補助の対象者は、前条に定める特定地域型保育事業所又は認定こども園を設置する事業者とする。

(補助の対象事業等)

第4条 補助の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業名称に応じ、当該各号に掲げる内容とする。

- (1) 延長保育事業 「延長保育事業の実施について」（平成27年7月17日雇児発0717第10号）別紙「延長保育事業実施要綱」に規定する事業のうち、(1)一般型の④実施要件イの（ア）から（エ）までのいずれかに該当する事業
- (2) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 「実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施について」（平成27年7月17日雇児発0717第5号）別紙「実費徴収に係る補足給付事業実施要綱」4（1）②i）に規定する対象者に対して、同ii）に規定する実費徴収額を減額又は免除する事業

2 補助の対象となる経費は、前項第1号及び第2号の事業の実施に必要な経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 延長保育事業 事業実施年度の延長時間における利用児童数の合計（1週のうち1日の利用児童数が最も多い日の数をその週の利用児童数とし、当該数を合計した数）を、事業実施年度における事業実施週数で除した数が、0.5以上である場合は、年額600,000円とし、0.05以上0.5未満の場合は、年額300,000円とする。
- (2) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 実際に減免を行った額。ただし、一人当たり月額2,500円を上限とし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金交付の申請手続き)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、藤沢市特定地域型保育事業所等運営費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業着手までに市長に提出しなければならない。

- (1) 藤沢市特定地域型保育事業所等運営費補助事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）

(補助金交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定により、藤沢市特定地域型保育事業所等運営費補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、藤沢市特定地域型保育事業所等運営費補助金交付・不交付決定通知書（第4号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(事業の計画変更)

第8条 前条の規定により、補助金交付の決定を受けた者が、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに藤沢市特定地域型保育事業所等運営費補助金変更承認申請書（第5号様式）に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ変更承認の可否を決定し、藤沢市特定地域型保育事業所等運営費補助金変更承認・不承認決定通知書（第6号様式）により通知する。

(事業完了届兼実績報告書の提出)

第9条 補助金の交付を受けた者は、市長に、藤沢市特定地域型保育事業所等運営費補助金事業完了届兼実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、交付決定を受けた年度の年度末までに提出しなければならない。

- (1) 延長保育事業の実績を証明する書類
- (2) 実費徴収に係る補足給付を行う事業の金額を証明する書類
- (3) 収支決算書（第8号様式）

(補助金の交付時期)

第10条 補助金は、事業の完了後に支払う。

(書類の整備)

第11条 補助金の交付を受けた者は、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、事業終了後5年間保管整備しておかなければならない。

(交付決定の取り消し)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反した場合。
- (2) 書類の記載事項について事実と相違した場合。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合。
- (4) 第14条の規定による報告又は調査を拒否し、又は指示に従わない場合。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、取り消しに係る部分について、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(調査等)

第14条 市長は、補助金の交付を受けた者に対して、必要があると認める場合は、執行状況等の報告を求め、又は職員を保育施設に立ち入らせ、執行状況等に係る帳簿書類その他を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 市長は、前項の報告又は実地調査に基づき必要がある場合は、適切な指示を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成27年度に限り、第6条中「事業着手まで」とあるのは、「市長が別に定める日」とする。

(検討)

3 市長は、令和8年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加えその結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成２９年４月１日改正）

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（令和５年４月１日改正）

（施行期日）

この要綱は、公表の日から施行する。